

## 傷病手当金申請書ご提出前の確認ポイントについて

(書類不備で申請書を一旦お返ししなければならない事案が**多数発生**しています！)

協会けんぽでは、より迅速な給付金のお支払い等を実現するため、令和5年1月に申請書の様式を変更いたしました。先月号の「記入漏れ第1位 申請書2ページ目/被保険者記入欄」の掲載に引き続き、傷病手当金支給申請書を提出される場合に確認いただきたいポイントをまとめました。ぜひ、ご活用ください。※今月号は、**事業主証明欄**をご案内します。

### 記入漏れ第2位！

※1マス空けてご記入ください。漢字(「年」,「半」)は1字としてご記入ください。

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

年	月	日	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
16	17																
16	17																
16	17																

勤務状況の「年」「月」について、出勤の有無に関わらず記入が必要です。

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。  
※有給休暇の場合の賞金、出勤等の有無に関わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等補助支給しているもの等

例	0	5	年	0	2	月	0	1	日	%	0	5	年	0	2	月	2	8	日	3	0	0	0	0	0	円	
①			年			月			日	%			年			月			日								円
②			年			月			日	%			年			月			日								円

事業主が証明するところ

- 欠勤控除されて給与が支給されている場合(出勤日に対してのみ給与が支給されている場合)は、**記入不要**です。
- 欠勤日に対して、給与が支給されている場合(有給や定額手当が支給されている場合)は、**記入が必要です**※。

※事業主証明欄の記入内容に基づいて、傷病手当金を減額してお支払いいたします。

～ご不明な点は、当協会(088-602-0256)までお問合せください～

申請期間(至)以降に証明してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

【ご注意ください！】 令和5年1月から各種申請書(届出書)の様式を変更しておりますので、当協会ホームページよりプリントアウトのうえご提出いただきますようお願いいたします。なお、令和5年10月以降に、旧様式の申請書をご提出された場合、書類をお戻しさせていただきますので、ご注意ください。

# 柔道整復師（整骨院・接骨院）による施術には健康保険が『使えないケース』があります

## 『使えないケース』

- 日常生活からくる**疲れ**
- 体調不良**や単なる**肩こり**
- スポーツなどによる**筋肉疲労**の改善
- 脳疾患後遺症などの**慢性病**
- 労災保険が適用となる**仕事**中や**通勤途中**でのケガ

(注) 上記「使えないケース」で健康保険扱いで柔道整復師による施術を受けられたことが判明した場合は、健康保険が負担した金額を返金していただくことがあります。

## 『使えるケース』

急性等による外傷性の

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷  
(肉離れなど)
- 骨折
- 脱臼※

※医師の同意が必要（応急処置を除く）

上記のとおり「使えないケース」がありますので、何が原因で負傷したのかを正しく伝えて施術を受けてください。

## ジェネリック医薬品を使用すると、どれくらい安くなるの？

### 第3回 不整脈

頻脈による息切れや、胸の苦しさ等が現れることのある「不整脈」は、冬の激しい寒暖差だけではなく、夏のむし暑さでも心臓に負担がかかります。

「不整脈」のお薬にもジェネリック医薬品があります！もし、先発医薬品(新薬)をジェネリック医薬品に切り替えた場合の金額を比べてみました。

**価格差例**  
1日1回、  
1回2錠の場合

先発医薬品 薬価	ジェネリック医薬品 薬価	差額 (1日あたり)	差額 (1年あたり)
278円(1日)	173円(1日)	<b>105円</b>	<b>38,325円</b>

※表中の価格は薬価の全額（10割負担）で計算していますので、窓口で支払う負担額はこちらの通りではありません。

※用量、薬価は一例です。同じ有効成分のジェネリック医薬品でも、メーカーによって価格は異なります。

※自己負担分は四捨五入され10円単位での支払いになります。

※上記は薬価のみを計算したものであり、実際に支払う医療費には、調剤基本料や薬剤管理指導料、薬剤情報提供料などが含まれます。



全国健康保険協会 徳島支部  
協会けんぽ

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目11 ニッセイ徳島ビル7F  
☎088-602-0250(代表)

協会けんぽ 徳島

